

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案に対して寄せられた意見及び それに対する総務省の考え方

- 意見募集期間：令和7年6月 21 日から同年7月 22 日まで
- 意見提出数：1件
- 意見提出者：以下のとおり

No.	意見提出者
1	個人A

No.	意見	意見に対する総務省の考え方	修正の有無
1	諸物価高騰の折、資格者証の交付申請の手数料の値上げは、やむを得ないものと考えます。 【個人 A】	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無